

北空知衛生センター組合し尿及び浄化槽汚泥の処理に関する条例施行規則

平成14年10月31日

組合規則第5号

改正 平成31年3月11日組合規則第7号

(目的)

第1条 この規則は、北空知衛生センター組合し尿及び浄化槽汚泥の処理に関する条例（平成14年組合条例第6号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開設)

第2条 処理施設は、次の各号に掲げる日を除き開設する。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月31日から翌年1月5日までの日

2 開設時間は、午前9時から午後5時までとする。

3 前2項の規定にかかわらず組合長が特に認めたときは、この限りでない。

(手数料の徴収方法)

第3条 条例第7条に規定する手数料のうち衛生手数料の徴収方法は、その都度現金により徴収する。ただし、組合長が特に認めたときは、この限りでない。

2 条例第7条に規定する手数料のうち汚泥処理手数料及び条例第6条第2項に規定する手数料は納付書発行日から20日までに納入しなければならない。

(手数料の減免)

第4条 条例第8条の規定により手数料の減免を受けようとする者は、し尿等処理手数料減免申請書（別記様式第1号）を組合長に提出しなければならない。ただし、組合長が特に認めたときは、この限りでない。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、組合長が別に定める。

附 則

この規則は、平成14年12月1日から施行する。

附 則（平成31年3月11日組合規則第7号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

別記様式第1号(第5条関係)

し尿等処理手数料減免申請書

年 月 日

北空知衛生センター組合
組合長 様

申請者 住 所
氏 名 ⑩
電話番号

北空知衛生センター組合し尿及び浄化槽汚泥の処理に関する条例施行規則第4条の規定により、手数料の減免を申請します。

1 手数料の減免を受けようとする理由	
2 し尿等の種類	
3 し尿等の容量又は重量	